

# 校則

東京都立淵江高等学校

以下の内容は、本校生徒手帳から抜粋したものである。

## 1. 登下校

- (1) 始業10分前までに登校し、授業の準備をすること。  
※健康のため朝食をとって登校すること。睡眠不足等、不規則な生活が原因で体調を崩さないよう注意すること。
- (2) 登校時刻は午前8時25分とし、午前8時35分までにHR教室に着席すること。
- (3) やむを得ず欠席や遅刻をする場合は、原則としてClassiで事前連絡をすること。事前連絡ができない場合は電話などで連絡をすること。(03-3885-6971)
- (4) 最終下校時刻は午後4時45分とする。補習や部活動等で居残る場合、担任や顧問に届け出ること。午後6時には完全下校とする。
- (5) 基本的な生活習慣の確立のために、始業等、時間を守ること。
- (6) 登校後は下校時刻までの間、学校外へ出ることは禁止とする。やむを得ず外出をする場合は、担任に「外出許可証」を発行してもらうこと。
- (7) 担任が下校を必要とする生徒に対しては、「下校許可書」を発行する。
- (8) 4校時終了後、授業の無い第3学年生徒が校内に残る場合は、授業を受けている生徒の迷惑にならないよう図書館など指定された場所で静かに過ごすこと。4校時終了後、下校する際は、生徒手帳の時間割確認欄（空き時間に担任印の押印がある）を校門で担当教員に提示すること。昼休み中は外出禁止のため、生徒手帳を忘れた生徒は、5校時開始時刻まで下校できない。
- (9) 登校は徒歩、許可された自転車や公共交通機関を利用すること。バイクや自動車等での登校は認めない。また、通学に限らずバイクに制服で乗車しないこと。
- (10) 原則、自動車などでの保護者の送迎は認めない。学校周辺への待機駐車や路上駐車があった場合、必要に応じて警察への通報を行う。やむを得ず送迎が必要な場合は、担任を通じて学校に事前に届け出ること。
- (11) 部活動や補習などで担当教員等から登校を許可された生徒以外は休日に登校しないこと。

## 2. 服装

- 1 制服は、原則として本校指定のものを着用すること。
- (1) 冬季(10月～5月)  
制服A…ブレザー・白ワイシャツ・ネクタイ・スラックス  
制服B…ブレザー・白ワイシャツまたは白ブラウス・リボン・スカートまたはスラックス  
(スラックス着用時のみネクタイ可)
- (2) 夏季(6月～9月)  
制服A…白ワイシャツまたはポロシャツ(白または紺(紺は指定))・スラックス  
制服B…白ワイシャツまたはポロシャツ(白または紺(紺は指定))・スラックス・スカートまたはスラックス
- 2 セーター・カーディガン・ベストは本校指定のものを着用する。本校指定のセーター・カーディガン・ベストは、ブレザーの下に着用する。
- 3 ソックスおよびストッキングの色は、白・紺・黒・グレーとする。
- 4 登下校にコート類を着用する場合は、必ずブレザーの上に着用する。
- 5 靴は、屋外靴(黒色または茶色の革靴か運動靴)、屋内靴(上履き、体育館履き)の区別をして、使用すること。サンダルやブーツなどは禁止する。

- 6 以下のことを禁止する。
  - (1) スカートを切ったり折ったりして短くする行為は禁止する。切った場合はスカートの再購入となる。
  - (2) スウェット・パーカーをプレザーの下に着用したり、プレザーを着用せずスウェット・パーカーを着用したりすることは禁止する。
  - (3) スカートの下にジャージ、スウェットを着用することは禁止する。
  - (4) 授業中は、セーターまたはカーディガン以外の防寒具を着用しないこと。
- 7 制服は5月と10月を移行期間とし、その期間は生徒保健部が別途定める。
- 8 制服A、制服Bを着用できず、やむを得ず異装する場合は、「制服不備届」(異装許可届)を生徒保健部に提出し、許可を得る。

### 3. 身だしなみ

- (1) 常に端正・清楚を心がける。
- (2) 頭髪に手を加えること(脱色、染髪等)は、程度を問わず禁止する。
  - ①事実誤認による指導を未然に防止するため、元から地毛が明るい場合は、保護者許可のもと髪色を確認して、カラーチャートを使用して色番号を生徒本人同意の上、確認する。
  - ②頭髪の染色や脱色、エクステンションやパーマ等による加工は禁止する。加工した場合は本来の髪に戻すため、期限を決めて美容室等で加工するなど改善に努める。また、過去に行った髪の加工によって、色落ちした場合も同様の指導とする。
  - ③頭髪の傷みによる髪の変色は地毛とは判断できない。頭髪の傷みが原因で色が地毛より明るくなった場合は上記と同様の指導とする。
- (3) ピアス(透明なピアスも含む)、爪の装飾や加工、カラーコンタクトレンズ(サークルレンズ含む)などの装飾品、化粧やサングラスなどの装着は禁止する。繰り返して違反した場合は特別な指導の対象となる。

### 4. 学校生活

- (1) 家庭と学校の間の連絡や様々な届け出をするために生徒手帳・身分証明書は常に携帯すること。
- (2) 体育館では、体育館履きを使用する。校舎内では上履きを使用する。上履きが無い生徒は、職員室で生徒保健部から外履きと引き換えにスリッパを借りること。
- (3) 昼食は弁当を用意して、原則、教室内でとること。飲食の許可されたHR以外の教室でも構わない。  
※校内では補食程度の購買が利用できる。廊下や階段等、教室以外で昼食をとることは禁止とする。違反した場合は、注意を促す。
- (4) 所持品には必ず記名し自己管理すること。ロッカーにカギをかけること。
- (5) 貴重品や不必要的金銭は持ち込まないようにし、やむを得ず持ち込む場合は、持ち歩くかロッカーにしまって施錠する等、自己管理すること。  
※スマートフォン等の持ち込みは許可されている。しかし、授業中や試験中は電源を切り、カバンにしまうこと。違反した場合は預かり指導を行う。預かった機器は指導後、返却する。但し、授業の担当教員から許可が下りた場合はその限りではない。
- (6) 清掃活動
  - ①教室、廊下等は、清掃当番が毎日清掃すること。
  - ②特別教室は、清掃当番が週に2回以上清掃すること。
  - ③故意に教室を汚損したり、廊下等にゴミを捨てたりしないこと。
  - ④清掃をさぼらないこと。
- (7) 遅刻指導
  - ①遅刻をした者は、早朝登校指導の対象となる。
  - ②上記指導を終了しないものは、定期考査最終日に校内清掃活動を行う場合がある。
- (8) アルバイトは原則として禁止とする。学業や部活動等、学校での活動に専念すること。
- (9) 暴力行為は、犯罪である。絶対に行わないこと。特別の指導となるとともに、警察と連携した対応となる。
- (10) 相手が心身の苦痛を感じることは、「いじめ防止対策推進法」に基づきいじめと解釈される。いじめの状況

を確認し、内容によっては特別の指導となる。

- (11) 人権にかかわる行為（暴言、いじめ、恐喝等、誹謗・中傷等、盗撮、盗聴、SNSの不適切な使用 等）  
①誰に対してであっても、人権を侵害する言動等があった場合については、即刻、特別の指導となり、反省と変容を促す。  
②SNSによる無許可での投稿や誹謗中傷などについて  
ア. 無許可の撮影について  
被写体となる人物が在校生であるか否かを問わず、スマートフォンその他の機器によって許可なく撮影した場合、肖像権の侵害に当たる場合がある。  
イ. 無許可のアップロードについて  
公開範囲が限定的であった場合も無許可でSNSにアップロードした場合、肖像権の侵害に当たる場合がある。  
ウ. 学校の指導を超える場合について  
SNSに関連した被害において、被害者が法的に訴える場合がある。刑事罰に問われる場合や民事訴訟における損害賠償請求およびその他の法律による命令については、学校の指導の範囲を超える。
- (12) 法律、条令及び社会規範に反する行為（窃盗、恐喝、万引き、薬物乱用・賭博行為、いじめ、故意による器物損壊、授業妨害 等）はしないこと。
- (13) その他、指導が必要だと判断する場合は、特別な指導を行う。

## 6. 自転車通学について

(1) 自転車通学に関しては、以下の条件を満たした上で許可する。

- ①防犯登録及び自転車損害賠償保険加入が済んでいること。
- ②レインコートを所持していること。
- ③ヘルメットを所持していること。
- ④自転車は、スタンドがあり、自立するもの。

(2) 以下のルールを守ることが条件である。

- ① 通学申請書提出後にもらったステッカーを自転車後部に貼ること。
- ② 交通ルールをよく守り、安全に留意して走行すること。
- ③ 乗車時にヘルメットを着用すること。
- ④ 法律で禁止されている行為（二人乗り・並列走行・車道逆行・スマホのながら運転・イヤホン等を着用しながらの運転・傘さし運転等）はしないこと。
- ⑤ 学校が定めた場所に駐輪し、自転車には必ず施錠をすること。
- ⑥ 雨天時にレインコートを着用すること。

※傘さし運転やヘルメット未着用、スマホのながら運転等は、指導の対象となる。繰り返し指導を受けても改善が見られない場合は、自転車通学許可の取り消しとなる。

以上